

第112回企業会計基準委員会(平成18年9月1日開催)
の審議事項(7)から

新公表物に伴う既公表物の修正方法(案)

1. 背景

ASBJにおける公表物が増えてきたことに伴い、新たな公表物の公表に伴う既公表物の修正の方法（IASBにいう consequential amendments）を考える時期にきているのではないかと。

2. 修正方法（案）

- (1) IASB/FASB にならって、新たな公表物の公表に伴う既公表物（ただし、原則として ASBJ の公表物とし、審議会や JICPA のものは対象外）の修正箇所を示してはどうか¹
- (2) 修正箇所の範囲は、当面の間、用語ベースの置換えのレベル（例、「資本の部」→「純資産の部」）としてはどうか²
- (3) 新たな公表物において、「附則」又は「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」（いずれも仮称）の見出しをつけ、一番最後の箇所（設例等の後）に記載してはどうか（議決の対象となる）。
- (4) 修正を受けることとなる他の会計基準等（HP（会員サイト）掲載、バラ売り）においては、遅滞なく、修正を反映することとしてはどうか。

1 修正箇所を示すかどうかについて

| | |
|----|---|
| 長所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーがタイムリーに修正箇所を知ることができる。 ・ 以後のメンテナンスがやりやすい。 |
| 短所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開草案の議決時までには、他の公表物の修正箇所を列挙する必要がある。 |

² 将来的には、若干の内容に係るものも含めることは考えられる（例、「遡及修正の採用」→在外子会社の会計方針の統一「遡及修正の修正」の削除）。（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（４）

| | IFRS (by IASB) | SFAS (by FASB) | 会計基準・適用指針・実務対応報告 (by ASBJ) |
|------------------------------|--|--|---|
| | <p>のように、修正箇所は示されていない。 <i>The amendments in this appendix shall be applied for annual periods beginning on or after 1 January 20xx.</i></p> <p style="text-align: center;">*****</p> <p><i>The amendments contained in this appendix when this IFRS was issued in 20xx have been incorporated into the relevant pronouncements published in this volume.</i></p> | <p>users にその旨が紹介されているが、各基準では、修正箇所がそのまま示されている。)</p> | |
| <p>・他から修正を受けること の取扱い</p> | <p>タイトルの後（目次の前）に、いつまでの修正が反映されているかが記載されている。 (例) <i>This version includes amendments resulting from new and amended IFRSs issued up to 31 March 20XX.</i></p> | <p>”Original pronouncements”では、タイトルの後（目次の前）の “Status” のセクションで、①影響を与える他の基準等の箇所、②影響を受ける他の基準等の箇所が記載されている。</p> | <p>⇒IASB+FASB②スタイルではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他から修正を受ける基準等では、直接反映し、タイトルの後（目次の前）に、いつまでの修正が反映されているか、修正する他の基準等の名称を記載する（次頁の例参照）³。 |

³ 個々の基準（HP（会員サイト）掲載、バラ売り）においては、遅滞なく修正することとしてはどうか。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

<例>

企業会計基準適用指針第 XX 号

XXXX に関する会計基準の適用指針

平成 15 年 月 日
企業会計基準委員会

改正の場合

平成 15 年 月 日
改正平成 19 年 月 日

企業会計基準委員会

（この場合、平成 18 年 月 日
までに公表された会計基準等による修正は反映されているため、
冒頭の記述は不要となる。）

本適用指針では、平成 18 年 1 月 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。なお、次のうち(3)については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されるため、本適用指針における修正部分についても当該財務諸表から適用される。

- (1) 企業会計基準第 XX 号「XXXX に関する会計基準」（平成 16 年 月 日公表）
- (2) 企業会計基準適用指針第 XX 号「XXXX に関する会計基準の適用指針」（平成 16 年 月 日公表）
- (3) 企業会計基準第 XX 号「XXXX に関する会計基準」（平成 17 年 月 日公表）

目 次

項

目 的 1

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。